

平成20年3月

警察施設再編整備計画

(第1期計画：平成20年度～平成22年度)

茨城県警察本部

— 目 次 —

第 1	はじめに	1
第 2	県内の治安情勢上の課題と対応策	2
第 3	警察施設再編整備計画（第1期計画：平成20年度～平成22年度）	3
1	交番・駐在所再編整備計画	3
(1)	基本方針	3
(2)	第 1 期計画	4
(3)	交番・駐在所再編整備による効果	6
2	人員体制の見直し	9
第 4	おわりに	9
	資料 1	10
	資料 2	11

第1 はじめに

茨城県警察における警察署及び交番・駐在所再編整備計画につきましては、限られた人員体制を最大限効果的に活用し、治安回復のための警察力の一層の強化を目的として、中長期的展望に立ち、治安活動の拠点となる警察署及び交番・駐在所（以下「警察署等」という。）の在り方を、現在の治安情勢や社会・経済情勢の変化に適合したものに見直すために、約2年間に渡り検討を重ねてまいりました。

この間、この計画を独り警察のみの判断で行うことなく、県民の皆様から広く御意見を聞きながら計画的に進めるために、平成19年1月12日には、警察本部長の諮問機関である、県内の有識者7名の委員からなる「茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し、警察署等の在り方について、7回にわたる会議と2回の県内警察署等の視察を行い、県民の皆様が目線に立った審議を重ねていただきました。

その結果として、平成19年6月6日には、懇話会から

- 治安回復のための警察署等の適正配置と体制強化
- 県民の安心感と納得性に配慮した警察署等の再編整備

を検討のポイントとした「茨城県警察における警察署等再編整備についての提言書」（以下「提言書」という。）の提出を受けました。

その後、提言書の内容を指針として、警察署等の再編整備に関する茨城県警察の考え方である「警察署等再編整備構想」（以下「構想」という。）を策定し、平成19年8月中の1か月間、構想に対して県民の皆様から御意見を募集（パブリック・コメント）したところ、総数1,603件の御意見が寄せられ、構想については、総論的には概ね県民の皆様のお理解を得られたと解されるものの、特に小規模警察署の統合について、根強い反対の御意見等がありました。

茨城県警察では、これらの御意見等を真摯に受けとめるとともに、警察署の再編整備による総合的な警察力強化の考え方を前提とした上で、構想にお示しした警察署の再編整備については、今後の治安情勢、社会・経済情勢の推移や県の財政事情等を考慮しつつ、実現に向けて検討を重ねることとし、当面の緊急対策として、夜間における治安対策の強化という喫緊の課題に対処するため、交番・駐在所の再編整備を最優先に取り組むこととしました。

第2 県内の治安情勢上の課題と対応策

近時における県内の治安情勢は、都市化の進展等に伴う県民の生活時間や経済活動の夜型化、24時間化に伴い、凶悪事件等の夜間発生傾向が著しく、平成19年中の凶悪犯（注1）認知件数（注2）の72.3%、交通死亡事故発生件数の52.6%、更には、緊急配備（注3）発令件数の72.3%が、午後6時から午前6時までの間に発生等したものであり、他方、緊急配備による検挙率は、昼間が50.0%であるのに対し、体制の弱い夜間は21.7%と低水準にあり、夜間体制・初動捜査体制の強化は喫緊の課題となっています。（資料1参照）

一方、県民が大きな不安や脅威を感じる夜間における凶悪事件の発生等により、平成19年度の県政世論調査では、「治安の悪化を感じている県民の割合」（体感治安）が64.8%（平成18年度よりも0.6ポイント増加）という結果となっており、現在の情勢のまま推移すれば、「新茨城県総合計画」で平成22年度までの数値目標として県が掲げた「治安の悪化を感じている県民の割合55.0%以下」の達成が到底困難な状況にあります。（資料2参照）

このような中で、夜間体制のバロメーターの一つである本県警察の交番・駐在所数に占める交番の設置割合について全国と比較すると、全国平均の46.6%に対し、本県は24.3%（資料2参照）であり、また、日勤制である駐在所の設置数は243所（全国第5位）と多く、夜間における治安体制が非常に脆弱となっています。

これらのことから、夜間体制・初動捜査体制の強化のためには、都市化や生活時間等の夜型化の進んだ地域の駐在所を再編整備し、交番の新設、駐在所の大型化や警察署パトカー要員の増強等を図っていく必要があり、最優先事項として、県内全警察署を対象とした夜間体制強化のための駐在所の統合と併せた交番・駐在所の再編整備を、計画的に実施することとします。

注1：凶悪犯（罪種）～殺人、強盗、放火、強姦

注2：認知件数～警察において発生を認知した事件の数

注3：緊急配備～凶悪事件等の重大事件が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、地域警察官を中心とする警戒員を配置して行う検問、張り込み等をいう。

第3 警察施設再編整備計画（第1期計画：平成20年度～平成22年度）

1 交番・駐在所再編整備計画

交番・駐在所は、人口、面積、事件・事故の発生状況等に応じ警察署の管轄区域を分けて定める区域ごとに設置しており、勤務する地域警察官は、当該地域の安全と平穏を確保するためのパトロール活動や、発生する事件・事故への対応、各家庭や事業所を訪問しての防犯指導など、地域に溶け込んだ活動を行っています。特に事件・事故が多発する都市部等には昼夜を分かたず即応するための交番を設置し、交替制勤務による24時間体制を執っています。

一方、それらの地域に比較して事件・事故の発生の少ない地域には駐在所を設置しており、一人の地域警察官が居住して、主に昼間の警戒活動を行っています。そのため駐在所は、地域の中にあつて、勤務員及びその家族が施設に居住し生活しながら地域の安全を守る、地域住民にとっては最も身近な警察施設となっています。

近年、つくばエクスプレス沿線の開発や道路交通網の整備、大規模店舗の進出等、治安情勢や社会・経済情勢の変化に伴い、24時間の警戒が必要な地域が増加しています。また、駐在所に勤務する地域警察官は、事件・事故の多発に伴い、管轄区域外でもその対応等を余儀なくされており、そのため不在がちな駐在所が出てきています。

そこで、これらの状況に的確に対処し、夜間における犯罪の検挙と抑止力の強化を図るため、第1期3か年の計画として、次により交番・駐在所の再編整備を推進します。

(1) 基本方針

交番・駐在所におけるパトロール活動の強化や地域に密着したきめ細かな活動を確保するため、犯罪発生状況、管内の人口、面積、世帯数、近隣の交番・駐在所との距離や行政区域等を勘案の上、交番・駐在所の管轄区域の見直しを行い、限られた警察官を効率的に配置することにより夜間体制・初動捜査体制の強化を図ることを基本方針とします。

(2) 第1期計画

ア 事業概要

(ア) 交番の新設

人口が急増している地域や発展に伴い昼夜を問わず事件・事故が多発している地域にあつては、24時間体制で対処することができるよう駐在所を統合するなどして交番を新設し、夜間体制・初動捜査体制の強化を図ります。

例えば、つくばエクスプレス沿線の開発により人口急増が見込まれる研究学園駅周辺、事件・事故が多発している牛久市や神栖市内に、隣接駐在所を統合することにより新たに交番を設置します。

【主な再編整備】

市町村名	再編整備内容
水戸市	内原町周辺の駐在所を統合して交番を新設
笠間市	J R常磐線笠間駅周辺の駐在所を統合して交番を新設
常陸大宮市	常陸大宮市役所周辺の駐在所を統合して交番を新設
日立市	十王町周辺の駐在所を統合して交番を新設
神栖市	土合周辺の駐在所を統合して交番を新設
龍ヶ崎市	中里周辺の駐在所を統合して交番を新設
牛久市	J R常磐線ひたち野うしく駅周辺に交番を新設
石岡市	旭台周辺に交番を新設
つくば市	つくばエクスプレス研究学園駅周辺に交番を新設
八千代町	八千代町地内の駐在所を統合して交番を新設
つくばみらい市	つくばエクスプレスみらい平駅周辺の駐在所を統合して交番を新設

(イ) 交番の体制強化及び駐在所の大型化等

事件・事故等の警察事象が増加し、現在の駐在所の体制では適切に対応することが困難となっている地域については、隣接する交番

・駐在所の統合などの配置見直しを行い、交番の体制強化や駐在所に地域警察官を複数配置する駐在所の大型化、警察署パトカー要員の増強により、夜間体制・初動捜査体制を強化するとともに、パトロールの強化、不在駐在所の改善を図ります。

例えば、茨城空港の開港が予定されている小美玉市の小川地区交番に隣接する駐在所を統合し、人員を編入することによる交番体制の強化や、多くの研究機関等を擁し、日本最大の科学技術の集積地として発展している筑波研究学園都市の隣接する駐在所を統合し、地域警察官を複数配置する駐在所の大型化を進めます。

【主な再編整備】

市 町 村 名	再 編 整 備 内 容
水 戸 市	末広町交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化 東前駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
笠 間 市	友部、岩間地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
城 里 町	城里地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
東 海 村	東海地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
常 陸 大 宮 市	山方駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
日 立 市	久慈地区交番、多賀町、大みか交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
鉾 田 市	荒地、汲上駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
神 栖 市	波崎地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
行 方 市	山田駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
潮 来 市	牛堀、延方駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
龍 ヶ 崎 市	佐貫駅前交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
稲 敷 市	阿波駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
かすみがうら市	中志筑、美並駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
土 浦 市	荒川沖地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
石 岡 市	高浜駐在所周辺の駐在所を統合して大型化

小 美 玉 市	小川地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
つ く ば 市	栗原、島名駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
筑 西 市	新治、河内駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
結 城 市	上山川駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
常 総 市	石下地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化 内守谷、豊岡、三妻駐在所周辺の駐在所を統合して大型化
古 河 市	下山交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化
取 手 市	藤代地区交番周辺の駐在所を統合して交番体制を強化

イ 第1期再編整備後の交番・駐在所数（見込概数）

区 分	再編整備前	再編整備後	摘 要
交 番	78所	90所程度	交番新設により夜間体制・初動捜査体制を強化
駐在所	243所	160所程度	駐在所を統合し、交番の体制強化や駐在所の大型化、警察署パトカー要員の増強により夜間体制・初動捜査体制を強化
計	321所	250所程度	

(3) 交番・駐在所再編整備による効果

夜間における事件・事故が多発している地域について、駐在所を統合し交番を新設することにより、駐在所が日勤制で一人の地域警察官が勤務し、機動力は主にバイクであるのに対し、交番であれば、24時間体制で複数の地域警察官が勤務し、交番パトカーの運用により広域かつ迅速な事案対応とパトロールが可能となります。

また、駐在所の大型化や警察署パトカー要員を増強することにより、パトロールの強化や不在駐在所の改善が図られ、地域住民や市町村との協働による犯罪防止対策、交通安全対策等、より地域に密着した活動が行えます。

【駐在所統合による交番新設の効果例】



再編後



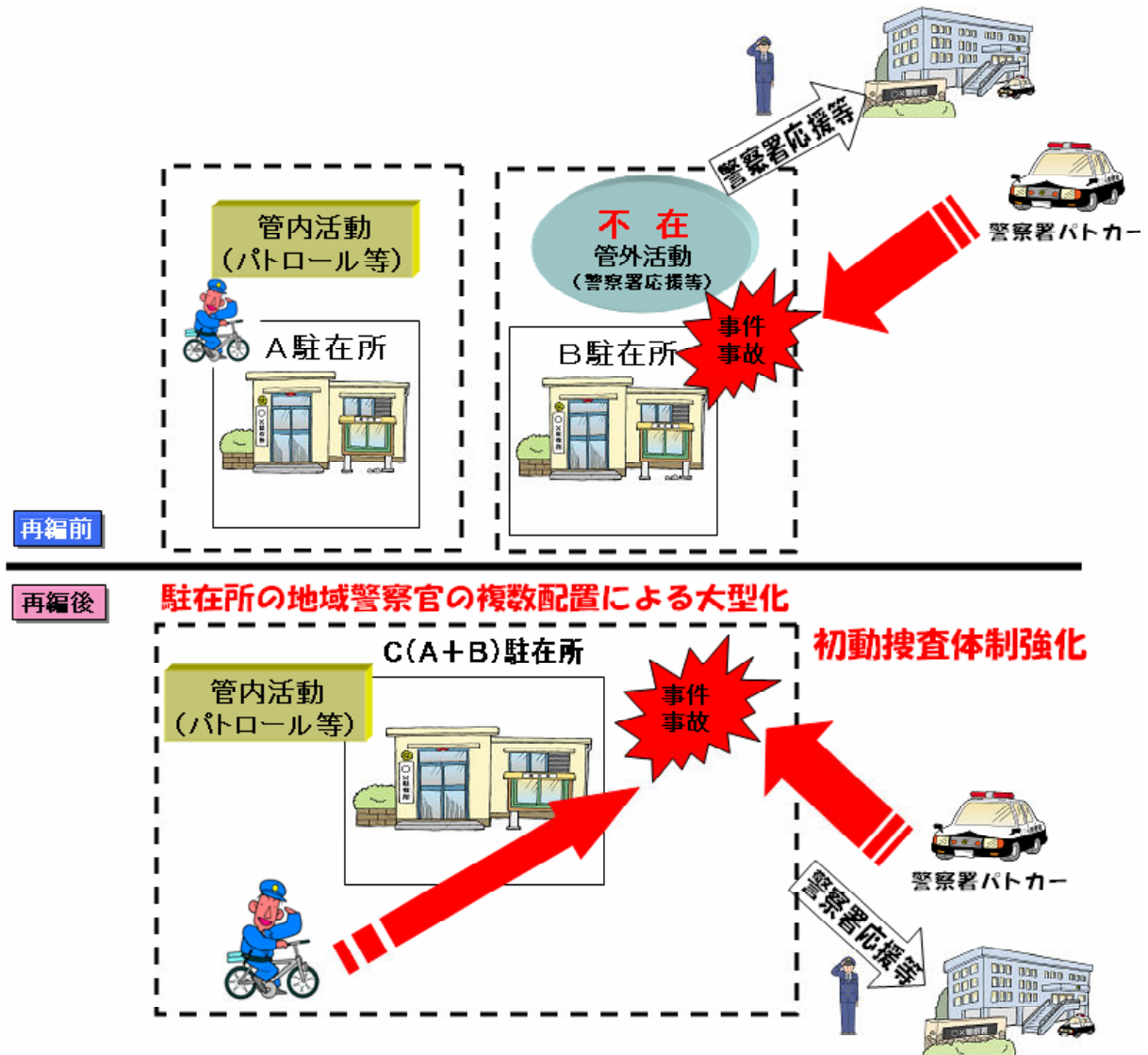
《再編整備前》

駐在所の管内は、昼間は、駐在所と警察署パトカーの地域警察官が、警戒を行っていますが、夜間は、警察署パトカーの地域警察官による警戒が主となるため、駐在所管内の警戒力が低下しています。

《再編整備後》

A・B駐在所を統合し、24時間体制のC交番を新設することにより、昼夜を分かたず警戒することができ、事件・事故が発生した場合には、交番と警察署パトカーの地域警察官が直ちに対応するなど、夜間体制・初動捜査体制が強化されます。

【駐在所に地域警察官を複数配置する駐在所大型化の効果例】



《再編整備前》

駐在所の地域警察官が警察署応援等で不在時に、同所管内で事件・事故が発生した場合は、警察署パトカーの地域警察官が対応しています。

《再編整備後》

駐在所に地域警察官を複数配置する駐在所の大型化により、一人が警察署応援等で不在であっても、もう一人の地域警察官が駐在所管内の活動を行うことができ、事件・事故が発生した場合に、駐在所と警察署パトカーの地域警察官が対応することにより、初動捜査体制が強化されます。

2 人員体制の見直し

県内全域の事件・事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、警察本部及び県内全警察署の人員配置を見直し、事件・事故が多発している地域に重点的に人員を配置することなどにより、同地域の治安体制の強化を図ります。

なお、犯罪多発地域については、管轄警察署の体制強化や本部執行隊（注4）によるパトロールの強化を図るとともに、特に、凶悪犯罪等が多発し、構想の警察署新設対象である神栖市については、当面の緊急対策として、交番を新設するほか、犯罪を抑止するため、同市との連携を更に強化するなど、地域住民と一体となった各種対策を推進します。

また、構想の警察署再編整備対象である、ひたちなか東警察署、大子警察署及びつくば北警察署については、当面の緊急対策として、勤務員の運用方法の見直し等により、夜間体制の強化を図ります。

注4：本部執行隊～警察本部に設置される自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊等をいう。

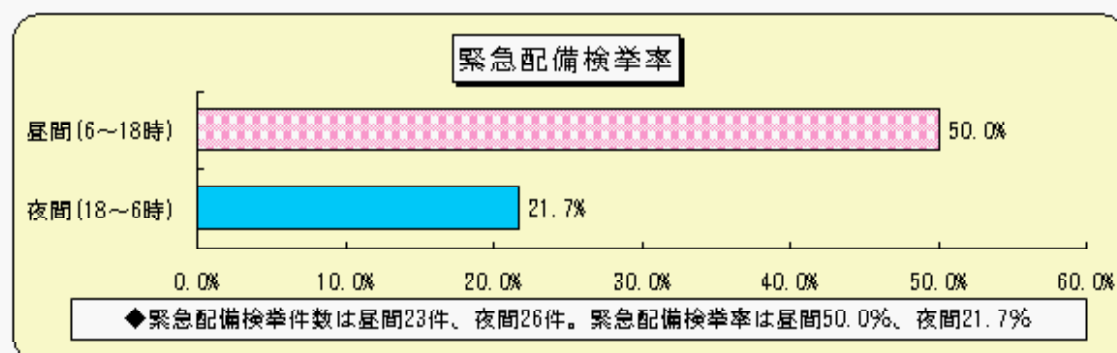
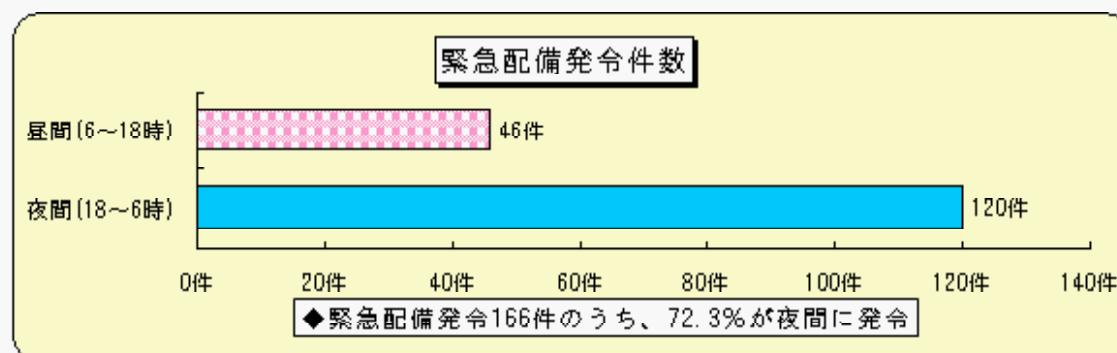
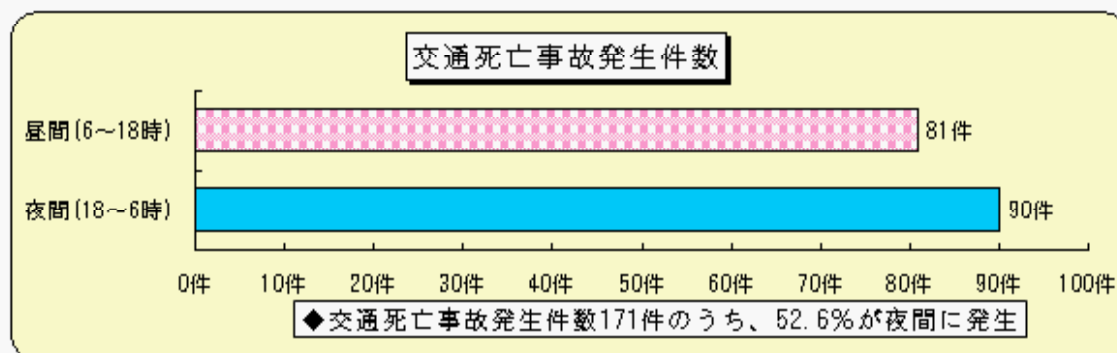
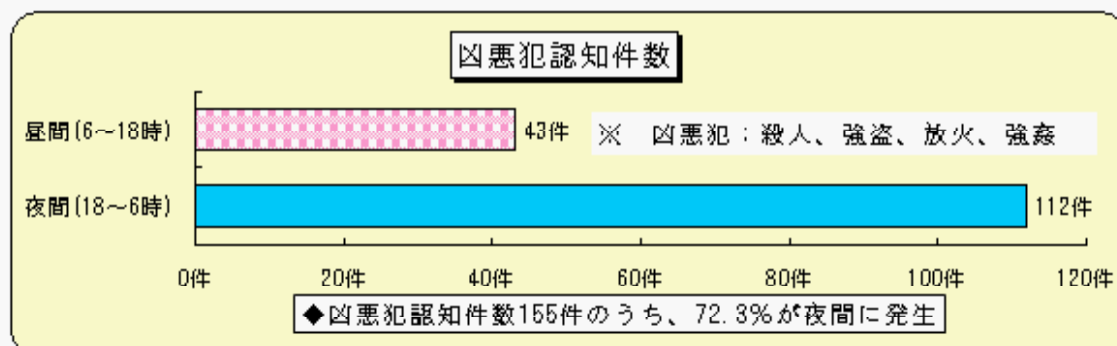
第4 おわりに

今回の「警察施設再編整備計画（第1期計画：平成20年度～平成22年度）」は、現下の治安情勢に対応するため、当面最重点で取り組む対策です。

警察には、依然として厳しい治安情勢の中、300万県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立していくことが強く求められており、今後とも、限られた人員体制を最大限効果的に活用し、警察力の一層の強化を図るために、引き続き警察施設の再編整備と人員体制の見直しに努めてまいります。

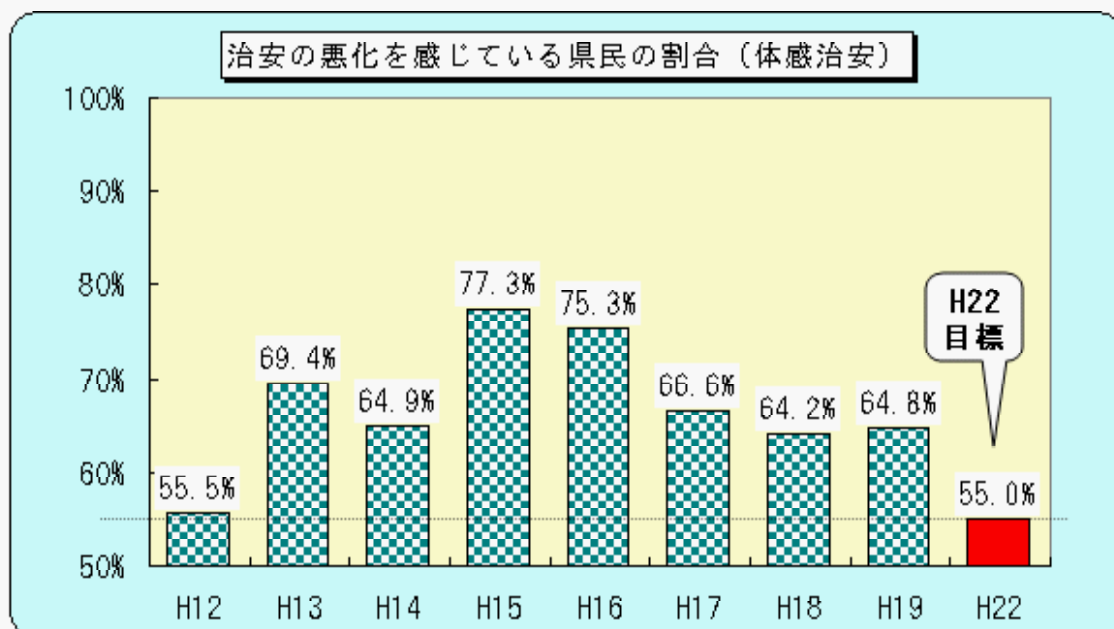
資料1

平成19年昼夜別事件・事故件数、緊急配備発令件数及び緊急配備検挙率

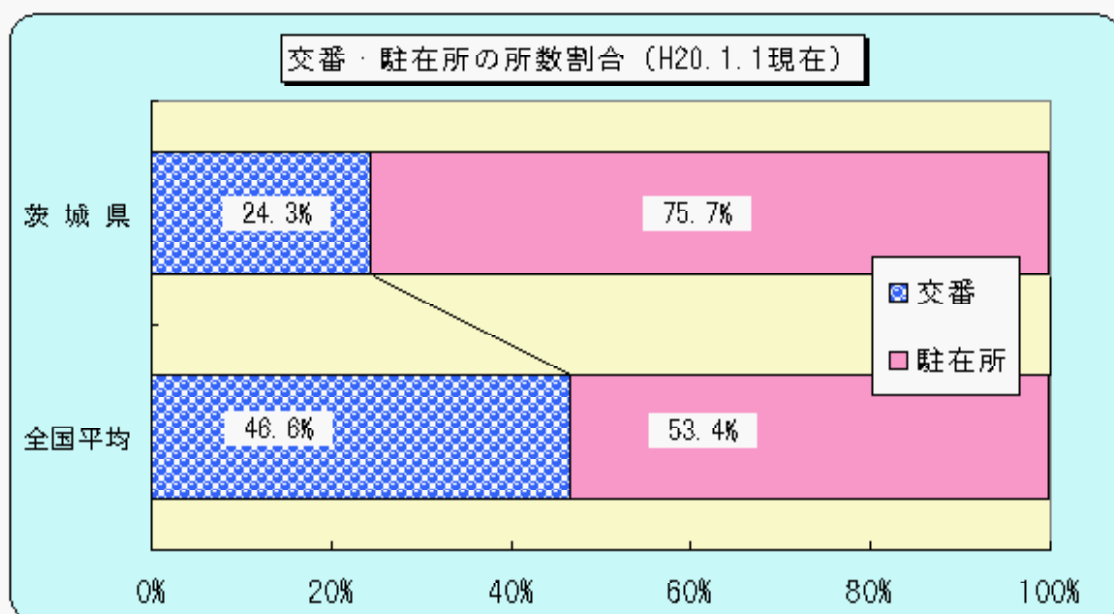


※ 事件・事故件数の昼夜間別件数は、時間帯不明件数を除く。
「凶悪犯認知件数」の平成19年データは暫定値（H20.4.1確定）

体感治安の推移及び交番・駐在所の所数割合



※ 平成22年の体感治安目標は55%以下
 平成16年以降3か年連続で減少したものの、平成19年は0.6ポイント増加



※ 交番・駐在所数に占める交番の割合は、全国平均46.6%に対し茨城県は24.3%と低く、駐在所の割合が高い。